

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育員会教育長)

令和4年10月前から雇用されている非常勤職員に係る短期組合員の被扶養者の認定事務等について (通知)

このことについて、令和4年9月22日付け公共鹿第701号「地方公務員共済組合制度における非常勤職員への適用拡大に伴う短期組合員の資格関係手続及び被扶養者の認定取消事務等について (通知)」により通知したところですが、令和4年10月前から雇用されている非常勤職員に係る被扶養者の認定事務の取り扱いを一部変更し、下記のとおりとしますので、遺漏のないようお願いします。

記

- 1 令和4年10月前から雇用されている非常勤職員が、令和4年10月1日に短期組合員となる場合で、令和4年9月30日時点で全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）において、認定されている被扶養者の手続について

「被扶養者認定・取消申告書〔整理番号 10〕」に、協会けんぽの保険証の写しまたは資格喪失証明書を添付してください。

※「被扶養者認定・取消申告書〔整理番号 10〕」の「被扶養者の要件を備え又は欠くに至った理由及び事実発生年月日」欄には、次のように必ず明記してください。

・移行に伴う資格取得 令和4年10月1日

※ 協会けんぽと公立学校共済組合で取り扱いの異なる被扶養者については、今後改めて資格確認を実施する見込みです。

- 2 国民年金第3号被保険者の届出について

上記1の国民年金第3号被保険者の届出については、国民年金第3号被保険者の配偶者である第2号被保険者（短期組合員）の加入する年金制度については変更がないため、被扶養者認定に変更がある場合を除き、資格取得届出を行う必要はありません。

- 3 適用年月日

令和4年10月1日

問合せ先

公立学校共済組合鹿児島支部

(被扶養者担当) 年金給付係 山下・上園

電話 099-286-5206

FAX 099-286-5663

* 県立学校における本文書の文書管理表上の分類記号：
「B-7-2 (共済組合)」